

双葉町放射線量等検証委員会設置要綱の改正について

【改正案】

第 1 条から「特定復興再生拠点区域への」を削除する。

⇒ 今後「特定復興再生拠点区域」以外の制度による避難指示解除及び立入規制緩和等の実施が見込まれるため、検証委員会の設置目的をより幅広く捉えられるよう、特定の区域制度に限定される文言を削除したい。

双葉町放射線量等検証委員会設置要綱（抄）

（目的）

第 1 条 国による避難指示解除及び特定復興再生拠点区域への立入規制緩和（以下「避難指示解除等」という。）に関し、双葉町民の帰還及び新たな町民の移住等の判断、就労者及び来訪者の双葉町内での活動等に資するため、避難指示解除等対象区域の放射線量の低減状況等を専門的な視点から検証する双葉町放射線量等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
